

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年9月17日

【会社名】 大同メタル工業株式会社

【英訳名】 Daido Metal Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼最高経営責任者 判 治 誠 吾

【最高財務責任者の役職氏名】 代表取締役社長兼最高執行責任者 櫻 山 恒太郎

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市中区栄二丁目3番1号  
名古屋広小路ビルディング13階

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)  
大同メタル工業株式会社 東京支店  
(東京都品川区東品川二丁目2番24号  
天王洲セントラルタワー17階)  
大同メタル工業株式会社 大坂支店  
(大阪府大阪市淀川区塚本二丁目13番10-201号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年6月29日に提出いたしました第108期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当連結会計年度末時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

#### 記

当社の2020年3月期第1四半期決算の作業過程におきまして、当社の英国子会社である大同メタルヨーロッパLTD.の会計処理に一部誤謬があり、当社の過去の決算において、貸倒引当金が過少に計上される等の誤りが生じていることが判明いたしました。

これに伴い、過年度の決算を訂正するとともに、平成27年3月期から平成31年3月期の有価証券報告書及び平成29年3月期第2四半期から平成31年3月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

上記の誤謬は、大同メタルヨーロッパLTD.の経理部門が売上の増加に伴う業務量の急増により、マニュアル上必要な業務手順を省略して売掛金の消込処理を行っていたこと、及びかかる消込処理に対するモニタリングが不十分であったことに起因する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備であり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備につきましては、訂正事項の判明が当該連結会計年度の末日以降であったため、当該連結会計年度の末日までに是正することができませんでした。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、取引先からの支払明細書等に基づき売掛金の適正な消込処理を行った上で売掛金に対する貸倒引当金計上額を再度検証することにより特定し、そのすべてを連結財務諸表及び財務諸表に反映しております。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、再発防止に向けて、以下の改善策を講じて適正な内部統制の運用を図ってまいります。

- ・大同メタルヨーロッパLTD.における、マニュアルに基づく売掛金の消込処理の適正な実施
- ・大同メタルヨーロッパLTD.における、月次会議体による顧客与信管理の適切な運営の実施
- ・当社グループとしての大同メタルヨーロッパLTD.に対するモニタリング体制の強化